

富山国際大学・富山短期大学 補助金等の不正防止計画

(令和8年4月1日策定)

「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」と「富山国際大学・富山短期大学 補助金等の不正防止対策の基本方針」に基づき、富山国際大学（以下、「大学」という。）と富山短期大学（以下、「短大」という。）における補助金等の不正防止計画を以下のとおり定める。

I. 運営管理体制

1. 最高管理責任者：理事長
大学・短大における補助金等の運営・管理について最終責任を負う。
2. 統括管理責任者：学長
最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
3. コンプライアンス推進責任者：運営管理部長
学部、学科等における補助金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
4. コンプライアンス推進副責任者：学部・学科長等、総合学務センター長、事務部長
コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の責任と権限の遂行を補佐する。

II. 計画内容

1. 責任体系
「研究倫理・コンプライアンス研修」や「教授会」において、責任体系（管理運営体制）の周知徹底を行い、各責任者の責任意識と各教職員の認知の維持向上を図る。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境整備
補助金等の運営・管理に関わる全ての教職員（契約職員、派遣職員を含む）を対象に「研究倫理・コンプライアンス研修」を実施してルール等の周知徹底を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。また、同研修に併せ、全教職員に不正を行わない旨の「誓約書」の提出を求める。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画への反映
他機関における不正事案も含めたケーススタディに努めるとともに、万一大学や短大において不正事案が発生した場合には、当該事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、本計画内容に加える。

4. 補助金等の適正な運営と管理活動

- ・年度途中に予算の執行状況を確認し、執行状況の悪い者には、確認を行うとともに、注意を促す。
- ・特定業者との必要以上の密接な取引が行われないよう、取引状況の確認を行い、特に取引数・金額の多い業者については、不正経理に協力しない旨の「誓約書」の提出を求める。
- ・出張（県外旅行）について、「出張報告書」とその事実を証明するものの提出を求める。また、海外旅行に関しては、旅行代理店への問合せ等の抜き打ち調査や、本人へのヒアリングを行うなど、確認を強化する。
- ・教員による研究物品等の発注において、事務部門による支出負担行為伺書確認の際に疑義が生じた物品については、発注者に対する購入・使用目的等の確認を徹底する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

相談を含む「告発窓口」を、大学、短大それぞれのウェブサイトに掲載する。

6. モニタリングの充実

学園本部事務局において、補助金等を受けて実施する事業全体の10%程度の件数について「内部監査」を行う。

Ⅲ. 計画内容の点検・評価

補助金等使用に係る不正を発生させる要因やリスクの把握に努め、本計画内容について定期的に点検・評価を行い、見直しを図る。

以 上